

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2017/8年度第1号 2017年11月17日発行

◆ 2017年度県大教総会・懇親会開催

11月10日(金) 17時～

11月10日(金)に、人間文化学部会議室において、本年度の総会を開催しました。

総会においては、2016年度活動の経過と総括が報告され、また決算報告が承認されました。

続いて、本年度の役員選出がなされ、活動方針案と予算案が承認されました。

2016年度の主な活動は下記のとおりです。

- (1) 滋賀県立大学の労働、雇用、待遇および教育・研究環境の改善に関する要求
- (2) 法人職員に対する人事評価制度導入について
- (3) 軍学共同の問題について
- (4) 組織発展の取り組み
- (5) 公大連、全大教との連携

2016年度は、学内外の諸団体と連携を図りながら本学の労働条件ならびに教育・研究環境をめぐる問題に精力的に取り組んできました。本年度も、引き続き、学内外の諸団体と連携しながら、労働条件ならびに教育・研究環境の改善および民主的な大学環境の構築に取り組むとともに、組織発展に向けて組合費問題の具体的な検討を進めることが承認されました。

また、組合として「第3期中期計画素案に関する意見書」を提出することが承認されました。

◆ 2017年度新役員紹介

2017年度の新役員は以下の通りです。どうぞよろしくをお願いします。

委員長：伊丹清（環境科学部）
副委員長：玉井大輔（事務局）
書記長：杉浦由香里（人間文化学部）
書記次長：海外文一郎（事務局）
書記次長：河かおる（人間文化学部）
書記次長：高橋卓也（環境科学部）
書記次長：中川美和（人間看護学部）
書記：田口仁子（組合専従）

◆ 2017年度委員長からのご挨拶

11月10日の2017年度総会で承認をいただき、新しい役員体制による県大教がスタートいたしました。どうぞ皆様のご支援・ご協力を宜しくお願いいたします。

さて、この労働組合である県大教がなすべき活動は、我々の労働環境の改善にとどまらず、学生にとってのよりよい教育・研究環境を提供する場として大学の実現、あるいは、地域に根ざした滋賀にふさわしい大学の実現などにも少なからず関わっているのでしょう。ここで働く個々それぞれにとって、この職場を働きたいのある場にしていく活動が、理想の滋賀県立大学を実現に導く我々のできる方法とも考えられます。また、部局・学部の枠を超えた意見交換・議論・活動の場として、県大教をより活気のあるものにしていくことができればと考えております。

1年間、どうぞ宜しくお願いいたします。

(伊丹清)

◆ 第3期中期計画に関する意見書提出

11月13日(月)に「第3次中期計画素案に関する意見書」を当局に提出しました。当局が定めた意見募集の期間を過ぎていることを理由に、「例外」として受け取るという対応でした。

中期計画策定スケジュールの公表および意見募集期間の設定の仕方について、2011年度の第2期中期計画の際にも、組合は問題点を指摘し、是正するよう求めています。それにもかかわらず、前回と同様に10日間しか設定されなかったこと、また組合による意見提出に対して不誠実な対応がなされたことは誠に遺憾です。

◆ 理事長交渉参加のお願い

県大教は10月6日に「滋賀県立大学の労働、雇用、待遇、および教育・研究環境の改善に関する要求書」を当局に提出しました。要求書にもとづき、下記のように理事長交渉を行ないます。

日時：11月28日(火) 14:30～16:20

会場：A1-208 会議室

今回の要望は多岐にわたっています。教職員からの声を、直接、大学当局に伝え、教育研究環境・労働環境を少しでも改善していきたいと思っております。組合員で

なくともご参加いただけます。ご多忙と存じますが、ぜひご参加くださるようご案内申し上げます。

なお、交渉に先立ちまして、同日 14 時から組合室 (A5 棟 1 階作業室内) にて事前打ち合わせを行ないます。あわせてご参加いただけますと幸いです。

【特集】有期契約教職員雇い止め問題 (1)

◎改正労働契約法の趣旨に反する雇い止め方針

2012 年 8 月に成立した「改正労働契約法」(2013 年 4 月施行)により、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者(本学では契約職員、特任職員、任期付教員、非常勤講師、非常勤実習助手、臨時雇用職員などが該当)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されることになりました。これにより 2013 年 4 月以前から有期労働契約が反復更新されている人は、本来であれば来年 4 月から無期転換申込権が発生します¹。

ところが大学は、この労働契約法改正を受け、県大教に対し、「有期労働契約の契約期間の取扱いの変更について」を示し(2015 年 2 月 9 日)²、無期転換が「生じないように」と明記した上で、すべての有期労働契約において通算契約期間を上限 5 年(任期付教員と非常勤講師は 10 年)とする方針を示しました。厚生労働省が無期転換を避けることを目的とした労働条件の変更をしないように啓発している中、堂々とコンプライアンス違反を宣言しているようなものです。

これに対し、県大教では、労働契約法改正の趣旨に従って無期転換するべきであると主張し、団体交渉を行っています。大学も、11 月 2 日の交渉では、方針を変更する可能性があると認めました。県大教ニュースでは、有期契約職の区分毎に、順次状況を説明していきます。

◎臨時雇用職員と非常勤実習助手について

今回は、臨時雇用職員と非常勤実習助手について取り上げます。

両者とも、従来は更新回数の制限がなかったものを、通算契約期間の上限を 5 年に変更しようとしています。つまり、2013 年 4 月以前から継続して雇用されている

方々は、たちまち今年度末(2018 年 3 月末)で雇用を打ち切られることとなります。2013 年 4 月以後に雇用を開始した方でも、今後、通算で 5 年に達した段階でそれ以上は雇えなくなります。

仮に改正労働契約法の趣旨に従って無期転換をした場合、正規職員や契約職員になるわけではなく、従来どおりの時間給と時間数で継続できるようになるに過ぎません。臨時雇用職員の中には、研究費や実験実習費による雇用で、週に数日、数時間であっても長年にわたり継続的に教育研究を支えてくださっている方が多数おられると思います。そのような方々を、無期転換申込権を発生させないために雇い止めしようとしているのです。

◎雇用実態について情報をお寄せください!

県大教では、臨時雇用職員や非常勤実習助手の雇用実態を具体的に把握するため、皆様からの情報提供を求めます。特に、2013 年 4 月以前から継続して大学と雇用関係がある事例をお寄せください。なお研究費や実験実習費などの財源が変わっても、大学と雇用関係があれば継続していることとなります。

臨時雇用職員、非常勤実習助手から直接お寄せいただいても、教職員からお寄せいただいても、どちらでも結構です。組合員/非組合員問いません。下記の入力フォームをご利用いただくか、メールで県大教(usp-union@ex.bw.dream.jp)までご連絡ください。できるだけ 11 月 28 日の団体交渉前にお寄せいただくと幸いです。

▶ 入力フォーム

滋賀県立大学教職員組合

(<http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/>)

のトップページから入るか、右 QR コードでアクセスして下さい。スマホでも入力できます。匿名の入力も可能です。



◆ 事務局より

今回の役員会は、12 月 4 日(月) 17 時頃より組合室 (A5 棟 1 階作業室内) にて開催いたします。役員以外の組合員の方も参加できますので、活動にご意見のある方はぜひお気軽にご参加ください。

¹ 詳しくは、厚生労働省「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」(<http://muki.mhlw.go.jp/>)を参照してください。

² この文書は県大教より 2016 年 1 月 8 日付で教職員の皆様にメール添付配信しています。